

第3回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成23年11月8日(火)

13:00~

議事堂2階 201委員会室

- 1 第2回検討会の概要について
- 2 条例項目の検討について
- 3 その他

添付書類

資料1	三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題
資料2	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例
資料3	条例枠組案
資料4	各都道府県の歯の健康に関する条例一覧
資料5	各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

三重県における歯・口腔の健康に係る現状と課題

○現状、●課題

実施主体	乳幼児期	学齢期	成人期	高齢期	障がい者	その他(妊産婦、全般)	
全体	○う蝕は全国平均並 ●地域格差がある(県南部が悪く食生活習慣が原因と推測される) ●ネグレクト(育児放棄)の可能性 ●就学前は厚生労働省、修学後は文部科学省と所管が変わり、歯科保健について施策の違いが感じられる。	●12歳児 DMF 指数の悪化、12歳児の一人平均の虫歯の数も悪化(他県が改善し相対的に悪化) ●地域差が大きい(県南部が悪い)	●17歳のう蝕はワースト2位 ●歯周病疾患の増加(糖尿病、心疾患、脳血管疾患の悪化につながる) ●成人後直に検診しないと8020の目標達成は困難	○80歳で20本歯のある人の割合は増加傾向(H17で21%) ●在宅歯科医療ニーズに対応する歯科・介護との連携・人材育成	○障がい者が受診できる歯科センターは四日市と津の2箇所 (●通院に時間がかかるほか、受診予約が1ヶ月待ち状態) ●受入可能な診療所情報の不足	●1歳半検診まで検診がなく、妊産婦に歯科保健の知識習得が必要	
市町	○乳幼児歯科検診(保健センター、保育園、幼稚園) ●フッ化物洗口の推進(11市町のみ) ●児童虐待の早期発見 ●食育の推進	○小学校・中学校でのフッ化物洗口の未実施(場所と時間が課題)※幼稚園・保育園は実施済み ●フッ化物洗口の正しい知識共有(認識の不一致) ●ブラッシングの未実施 ●生活習慣全般の教育の必要性	●歯周疾患検診の受診が少ない(県全体で3,000人未満)	○介護予防サービスの中で口腔機能向上ケアが平成18年に開始(●口腔ケアの利用は少ない) ●高齢者施設における口腔機能向上の重要性への理解 ●包括支援センターで歯科関係者の配備は少ない	(みえ歯-ネット)S63H22 障がい者支援ネットワーク	●歯科衛生士は8市町に11名 ○母子保健の中での歯科保健指導 ○妊産婦歯科検診(6市町) ○妊産婦歯科指導・相談(13市町)	
県	○児童相談所一時保護所での歯科検診 ●噛むことを通した食育支援	○学校保健会を通じた情報提供 ○学校歯科保健先進地視察研修の実施 ○児童相談所、一時保護所での歯科検診 ●学校との連携充実の必要性	○歯周病と全身疾患との関連研修会 ○成人歯科検診専門委員会 ●現状の把握が困難	○歯科医療識者や介護関係者の研修 ○在宅歯科診療設備整備の補助 ●医科、介護との連携した体制整備、人材育成		○障がい者施設での研修、歯科保健指導 ●地域医療機関での障がい者の受入体制整備	○ヘルシービープルみえの策定 ○県内の歯科保健状況の情報提供 ○8020推進員の研修 ○歯科衛生士の育成 など
歯科医師会	○児童相談所、一時保護所での歯科検診を実施 ●児童虐待の早期発見 ●食育の推進	○学校歯科医としての活動 ●児童虐待予防への理解深化 ●虫歯による児童虐待への理解	○大企業の従業員や家族の歯科診断を受託(労働安全衛生法)	○口腔ケアステーションの設置 ○歯科医療連携の検討		○障がい者歯科センターの設置(津、四日市) ●歯科医療従事者の知識不足	○口腔保健センターを設置(S63～、障がい者の歯科、人材育成) ○東海4県の歯科医師会で大災害時の応援協力体制を申合せ
地域	●食育の推進	地域8020運動推進協議会(鈴鹿、津、松阪、南勢志摩、尾鷲、紀南、伊賀)					
事業所			●産業歯科保健による職域検査が少ない(特に中小企業や自営業)				

各委員から出された意見、参考人の説明等(例)

条例制定の目的

- ・特に課題となっている成人期以降における歯と口腔の健康維持を後押しする。(中井副会長)
- ・平成23年8月に法律ができ、各県の実情に応じた推進を図る上で機が熟した段階にある。(中井副会長)
- ・今まで取り組めていない、あるいは難しいところを条例制定によって補うか、後押しできればよい。(稲垣委員)
- ・法律は理念であり、具体的な取組は県となっている意味において、条例制定は時機を得たタイミングである。(中嶋委員)

基本理念

- ・県民全ての方に格差(地域、年齢、立場等)のない歯と口腔の健康づくりを推進する必要がある。(中井副会長)
- ・う蝕をなくすことと歯周病対策が基本となる。(田中委員)
- ・それぞれのライフステージに適した取組が基本にある。(中嶋委員)
- ・障がい者、妊産婦、要介護者、被虐待児といった方々に対する取組をしっかりとっていく必要がある。(中嶋委員)
- ・地域の特性に応じた取組も三重県として考えていく必要がある。(中嶋委員)
- ・大災害発生時にも対応した健康づくりが必要である。(中嶋委員)

基本的施策

- ※現在実施している施策との整合性が必要である。(中嶋委員)
- 基本方針・計画
- 各種支援施策
 - ・フッ化物洗口など今までの取組が不十分であったものを伸ばしやすくする環境づくりを条例に取り入れていく必要がある。(今井委員)
 - ・フッ化物の啓発が必要である。(稲垣委員)
 - ・法25条規定の口腔保健支援センターの具体的な検討が必要である。(中嶋委員)
 - ・フッ化物洗口が重要になってくる。(今井委員)
 - ・妊婦への取組みが欠けていたのではないかと。(稲垣委員)
 - ・歯科衛生士や歯科技工士との協力が重要である。(中嶋委員)
 - ・8020運動の推進の必要がある。(杉本副座長)
- 啓発推進
 - ・月間、11/8をいい歯の日としてはどうか。(中井副会長)
- ネットワークづくり
 - ・三重県の数値を見ると現場でどういった具体的な取組がされているかが課題である。(稲垣委員)
- 人材育成
 - ・歯科医師のほか歯科衛生士、歯科技工士などの専門職の育成が重要である。

各主体の役割

- 事業者
 - ・事業者や保険者の役割を明確に載せていくことも必要である。(今井委員)

その他

- 災害時への対応
 - ・二次災害の予防や死亡時の確認が必要となる。(中嶋委員)

条 例

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十二号

埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康づくりが県民の健康の維持及び増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号。第六条第二項において「法」という。）に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科

医療等業務従事者」という。)並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関(以下「保健等業務従事者等」という。)との連携及び協力を努めるものとする。

3 県は、市町村、事業者(他人を使用して事業を行う者をいう。次条において同じ。)、医療保険者その他のものが行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務従事者等は、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、県内の事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。以下同じ。)、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、県内の被保険者の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

5 歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等、事業者及び医療保険者は、歯科口腔保健の推進に当たっては、互いに緊密な連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診を受け、及び必要に応じて保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的事項の策定等)

第六条 知事は、歯科口腔保健の推進に関する施策につき、それらの総合的かつ計画的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、法第十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県民の歯科口腔保健の推進に関する目標

二 県民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、

歯科口腔保健に関する県民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策

- 三 県民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて保健指導を受けること（以下この条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策
- 四 障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であつて定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な者が、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な施策
- 五 県民の口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用
の促進のために必要な施策
- 六 幼児、児童及び生徒のうち蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯科口腔保健の推進並びにこれらの者のうち蝕罹患状況の地域間格差及び個人間格差の是正を図るために必要な施策
- 七 かかりつけの歯科医師等の機能を活用することにより、う蝕、歯周疾患、外傷その他の事由による歯の喪失を防止し、生涯にわたり口腔機能を保持するために必要な施策
- 八 妊娠期から子育て期における母子の歯科口腔保健の推進及び児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策
- 九 歯科口腔保健の観点からの食育並びに糖尿病、脳卒中、がんその他の生活習慣病対策並びに喫煙による影響対策の推進に必要な施策
- 十 歯科口腔保健に関する施策の推進を図るため、県民に対する歯科口腔保健に関する相談業務等の実施及び歯科医療等業務従事者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う体制の整備
- 十一 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 三 知事は、第一項の基本的事項を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村、歯科医療等業務従事者その他のものの意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 四 知事は、第一項の基本的事項を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 五 知事は、歯科口腔保健に関する施策の進捗状況及び社会状況の変化を踏まえ、第一項の基本的事項について毎年度評価し、必要に応じて見直すものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、第一項の基本的事項の変更について準用する。

(財政上の措置等)

第七条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の枠組案

	第1案	第2案	第3案
総則	目的	目的	目的
	定義		
	基本理念	基本理念	基本理念
基本的施策	基本方針		基本的事項の策定等
	県の基本計画	県の基本計画	
	県の施策	県の施策	
	人材育成		
	啓発週間		
	災害時の対応		
各主体の役割	県	県	県
	県民	県民	県民
	歯科関係者	歯科関係者	歯科関係者
	市町	市町との連携協力	
	教育関係者		
	事業者		
その他	財政措置	財政措置	財政措置
	実態調査	実態調査	
	推進組織		

各都道府県の歯の健康に関する条例 一覧

H23.11.1時点

No.	都道府県	議案	条例	公布	条例番号	前文	〇総則部分							〇基本的施策				〇組織							
							目的	定義	基本理念	道県	市町村	歯科関係者	道県民	その他	連携/協力	施策の基本方針等	県の基本計画等	その他の主体による計画	県の施策	啓発週間/月間	財政その他の措置	年次報告	その他諸々	県の審議会やその他の組織	
01	北海道	○	北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例	H21.6.26	条例第62号		○1	○2	○3				○6・7	5教育保健医療福祉関係者	4市町村との連携協力	○10	○8		10市町村への支援、11効果的な対策推進、12障害者への支援	○13	○15	○16	14実態調査		
02	青森県																								
03	岩手県																								
04	宮城県	○	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例	H22.12.24	宮城県条例第74号		○1	○2	○3				○6	7教育福祉関係者	4市町村への支援		○9		○10・13	○12	○14		11実態調査		
05	秋田県																								
06	山形県																								
07	福島県																								
08	茨城県	○	茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例	H22.9.28	茨城県条例第37号		○1	○2	○3				○5	○7・8	6保健医療福祉教育関係者	4市町村の連携協力		○9	10市町村	○11	○12	○14		13基礎調査	
09	栃木県	○	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	H22.12.21	栃木県条例第50号		○1	○2	○3				○6	○5・8	7保健医療福祉教育関係者	4市町村との連携		○11		○12・13・14・15		○9	○10		
10	群馬県																								
11	埼玉県	○	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例	H23.10.18	埼玉県条例第52号		○1	○2	○3				○4	○5			○6	○6	○6		○7				
12	千葉県	○	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	H22.3.26	条例第24号		○1	○2	○3				○5	○7・8	6教育保健医療福祉関係者	4市町村との連携協力		○9		○10		○11		12実態調査	
13	東京都																								
14	神奈川県	○	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	H23.3.4	神奈川県条例第1号		○1	○2	○3	○5			○6	○4	7教育医療保険関係者	8県民への支援、9市町村との連携協力		○11		○10		○13		12実態調査	
15	新潟県	○	新潟県歯科保健推進条例	H20.7.22	新潟県条例第32号		○1	○2	○3	○4			○6		5教育保健医療福祉関係者			○8	9市町村	○10		○7		11実態調査	
16	富山県																								
17	石川県																								
18	福井県																								
19	山梨県																								
20	長野県	○	長野県歯科保健推進条例	H22.10.21	条例第28条	○	○1	○2	○3				○6・7	5保健医療福祉教育関係者	4市町村との連携協力		○8		○9・10	○11	○13	○14	12実態調査		
21	岐阜県	○	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	H22.3.30	条例第31号		○1	○2	○3				○7	○6・9	8教育福祉関係者	4市町村との連携、5市町村への支援		○11		○10		○10 I ⑦	○13	○12	
22	静岡県	○	静岡県民の歯や口の健康づくり条例	H21.12.25	条例第75号		○1	○2	○3				○7		6保健医療福祉教育関係者	4市町村との連携協力、5市町村への支援		○10		○9		○8		○9Ⅲ実態調査	11.8020推進住民会議
23	愛知県																								
24	三重県																								
25	滋賀県																								
26	京都府																								
27	大阪府																								
28	兵庫県		(※ 健康づくり推進条例)	H23.4.1	条例第14号	○													○12-13						
29	奈良県																								
30	和歌山県																								
31	鳥取県																								
32	島根県	○	島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例	H22.3.2	島根県条例第2号		○1	○2	○3				○4		5市町村等への助言		○6				○8			7実態調査	
33	岡山県	○	岡山県民の歯と口の健康づくり条例	H23.3.16	岡山県条例第24号		○1	○2	○3	○4			○6	7保健等関係者	5市町村との連携等		○8		○9	○11	○12		10実態調査		
34	広島県	○	広島県歯と口腔の健康づくり推進条例	H23.3.14	広島県条例第23号		○1	○2	○3				○7	○8	5教育関係者等 6事業者及び保険者	4市町村との連携等		○11	12市町村歯科保健計画	○9	○13	○14		10実態調査	
35	山口県																								
36	徳島県																								
37	香川県																								
38	愛媛県	○	愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例	H22.6.29	条例第43号		○1	○2	○3				○5・6・7	4保健医療教育福祉関係者	11市町村との協働		○8		○9・11	○12	○10	○13			
39	高知県	○	高知県歯と口の健康づくり条例	H22.10.22	高知県条例第35号	○	○1	○2	○3	○4			○7・8	6保健医療教育福祉関係者	5市町村との連携		○11		○10		○9	○13Ⅲ	12実態調査	13.歯と口の健康づくり推進協議会	
40	福岡県																								
41	佐賀県	○	佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例	H22.6.30	佐賀県条例第27号		○1	○2	○3				○6	○8・9	7教育保健福祉関係者	4市町村との連携協力、5市町村への支援	○11	○10		○12-13	○14	○16	○17	15実態調査	
42	長崎県	○	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	H21.12.25	長崎県条例第73号		○1	○2	○3	○4			○6・7	5教育保健医療福祉関係者			○8	9市町村	○10-11	○12	○14		13実態調査		
43	熊本県	○	熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例	H22.10.15	条例第47号		○1	○2	○3	○4			○7	○9-10	8保健医療教育福祉食生活食育関係者	5市町村との連携、6市町村等への支援		○11		○12-13		○16	○15	14実態調査	
44	大分県																								
45	宮崎県	○	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	H23.3.22	条例第21号		○1	○2	○3				○7	5保健、医療、福祉、教育等に関係する者 6事業者及び医療保	4市町村との連携協力等 9市町村への支援		○8		○10	○11	○12		13実施状況の公表		
46	鹿児島県																								
47	沖縄県																								

※ 兵庫県については、歯科を三本柱の一つとして健康推進条例を制定。

各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

	条例	目的
01	北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが道民の健康の維持向上に果たす役割の重要性にかんがみ、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、道民の生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって道民の健康の増進に寄与することを目的とする。
04	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項等を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
08	茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例	第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県、保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の責務並びに市町村及び県民等の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定等について定めることにより、80歳で20本以上の歯を保つこと及び64歳で24本以上の歯を保つことを目的とした8020・6424運動(以下「8020・6424運動」という。)の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が豊かな生活を送ることに寄与することを目的とする。
09	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を、関連分野における多様な主体の自律性を重んじつつ、総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
11	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例	第1条 この条例は、口腔の健康づくりが県民の健康の維持及び増進等に果たす役割の重要性に鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号、第六条第二項において「法」という。)に基づき、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。
12	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、県民の歯・口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、県、歯科医師等の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
14	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが、生活習慣病の予防その他の全身の健康の保持増進に重要な役割を果たすことに鑑み、歯及び口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、歯科医師等の責務並びに教育関係者等、医療保険者及び事業者の役割を明らかにするとともに、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本的となる事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

	条例	目的
15	新潟県歯科保健推進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病対策をはじめとする県民の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進することにより、他の疾患に比べて高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県民の歯・口腔の健康に関する格差の解消を図り、もって県民の健康づくりに寄与し、県民の健康水準を向上させることを目的とする。
20	長野県歯科保健推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが県民の健康の保持増進に果たす役割の重要性にかんがみ、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進及び生活の質の向上を図り、もって健康に長寿を享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。
21	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	第1条 この条例は、歯及び歯周組織の健康を含めた口腔の健康を保持及び増進し、並びにその機能を維持すること(以下「歯・口腔の健康づくり」という。)が、県民の質の高い生活を確保し、かつ、県民の健康の保持及び増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、岐阜県における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯・口腔の健康づくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。
22	静岡県民の歯や口の健康づくり条例	第1条 この条例は、歯や口の機能が全身の健康を維持増進するうえで重要な役割を果たしていることにかんがみ、本県の歯や口の健康づくりについての基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯や口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定め、歯や口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
32	島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例	第1条 この条例は、歯と口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の予防、食育の推進等に果たす役割の重要性にかんがみ、80歳で20本以上の歯を保つことを目指した8020運動の意義を踏まえて、島根県における歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
33	岡山県民の歯と口の健康づくり条例	第1条 この条例は、歯と口の健康の保持及び増進が、生活の質の維持及び向上並びに健康及び長寿の享受に資するものであることに鑑み、県民の歯と口の健康づくりに関する基本理念を定め、県の責務並びに県民及び保健、医療、教育、福祉等に関係する者の役割を明らかにするとともに、県民の歯と口の健康づくりに関する基本的な施策を定めること等により、県民の歯と口の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的とする。
34	広島県歯と口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、若しくは増進し、又はその機能を維持し、若しくは向上させる取組(以下「歯と口腔の健康づくり」という。)が、全身の健康を保持又は増進させるとともに、県民の健全な食生活の実践及び日常生活の円滑な営みに重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療等関係者(保健、医療、社会福祉、労働衛生等に関する職務に従事する者をいう。以下同じ。)、教育関係者、事業者、保険者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)、歯科医療機関及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項等を定め、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に推進し、もって生涯にわたる県民の健康的な生活の実現に寄与することを目的とする。

各都道府県の歯の健康に関する条例における目的及び理念一覧

	条例	目的
38	愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康を保持し、及び増進し、並びにその機能を維持すること(以下「歯と口腔の健康づくり」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者、事業者、保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第7項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。)及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
39	高知県歯と口の健康づくり条例	第1条 この条例は、高知県における歯と口の健康づくり(以下「歯と口の健康づくり」という。)について、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的とする。
41	佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯と口腔(く)の健康づくりが県民の健康の保持増進及び食育の推進に果たす役割の重要性にかんがみ、本県における歯と口腔(く)の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医療関係者、教育関係者、保健福祉関係者、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の生涯にわたる歯と口腔(く)の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与することを目的とする。
42	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。
43	熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることにかんがみ、県民の歯及び口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び歯科医師等、保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者、食生活・食育関係者及び県民の役割等を明らかにするとともに、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の歯及び口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
45	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしていることに鑑み、県民の歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び保健、医療、福祉、教育等に関係する者等の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

各都

	条例	基本理念
01	北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての道民が、自ら歯・口腔の健康の維持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができるよう、適切に推進されなければならない。
04	宮城県歯と口腔の健康づくり推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりの推進は、歯と口腔の健康の維持が全身の健康を保持増進していく上で大きな役割を果たしているとの認識の下に、県民自ら日常生活において歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての県民が生涯にわたり必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス（以下「口腔保健サービス」という。）及び歯科医療を円滑に受けられる環境を整備することを基本として行われなければならない。
08	茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、県内すべての地域において生涯を通じて必要な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。
09	栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	第2条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が生涯にわたる健康の保持及び増進に欠くことのできないものであって、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病その他の生活習慣病の予防等に資するものであることにかんがみ、県民自らの歯及び口腔の健康づくりのための努力を基礎として、すべての県民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすることを旨として、行われなければならない。
11	埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例	第2条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に口腔の健康を確保することを推進すること。 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。
12	千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など県民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことにかんがみ、県民が日常生活において自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、県内すべての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することを基本理念として行われなければならない。
14	神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例	第3条 歯及び口腔の健康づくりは、県民自らがその意義を自覚して取り組むものであり、その施策は、県民が生涯にわたって歯及び口腔の健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、保健、医療、福祉、教育、食育その他の関連施策との有機的な連携を図り、及び関係者の協力を得ることにより、県民の自主的な取組を促進することを旨として、推進されなければならない。

各都

	条例	基本理念
15	新潟県歯科保健推進条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、県民が自らむし歯や歯周病等の歯・口腔疾患の予防に取り組むとともに、歯科疾患が重症化しやすく、かつ、口腔の機能に問題を抱えることが多い障害を有する者、介護を必要とする者等をはじめ、県民が適切な時期に必要な口腔保健サービスと医療を受けられるよう、生涯にわたり歯・口腔の健康を維持増進できる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。
20	長野県歯科保健推進条例	第2条 歯及び口腔の健康づくりに関する施策は、県民の生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりに関する自主的な努力を促進し、適切な時期にその居住する地域にかかわらず等しく、歯科に関する保健医療サービスを受けることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
21	岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例	第2条 歯・口腔の健康づくりは、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、治療することが重要であるとの認識の下に、生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進するとともに、すべての県民が必要な口腔保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。
22	静岡県民の歯や口の健康づくり条例	第2条 歯や口の健康を保持するためには、日常生活において歯科疾患を予防するとともに、歯科疾患を早期に発見し、及び早期に治療することが重要であることから、歯や口の健康づくりに関する施策は、生涯にわたる歯や口の健康づくりに関する県民の自主的な努力を促進しつつ、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策との有機的な連携を図り、講ぜられなければならない。
32	島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりは、障害者、介護を要する高齢者等すべての県民が生涯にわたり必要かつ良質な歯科保健医療サービスを等しく受けられるよう、適切に推進されなければならない。
33	岡山県民の歯と口の健康づくり条例	第3条 県民の歯と口の健康づくりは、歯と口の健康の保持及び増進が、生活の質の維持及び向上並びに健康及び長寿の享受に資するものであるという基本的認識の下に、県民が生涯にわたり歯科保健行動をとることができるとともに、必要な歯科医療等を受けることができる環境の整備を基本として行われなければならない。
34	広島県歯と口腔の健康づくり推進条例	第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。 二 県内の全ての地域において、全ての県民が、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期において、適切かつ効果的な歯及び口腔の保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

各都

	条例	基本理念
38	愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例	<p>第2条 歯と口腔の健康づくりは、歯及び口腔の機能が全身の健康を保持し、及び増進する上で重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。</p> <p>2 歯と口腔の健康づくりは、生涯にわたる県民の日常生活における歯及び口腔の疾患(以下「歯科疾患」という。)の予防に向けた取組並びに歯科疾患の早期発見及び早期治療が重要であるという認識の下に行われなければならない。</p> <p>3 歯と口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔の状態及び歯科疾患の特性に応じて適切かつ効果的に行われなければならない。</p> <p>4 歯と口腔の健康づくりは、保健医療、教育、社会福祉、労働衛生その他の分野における施策相互の連携が確保されるよう行われなければならない。</p>
39	高知県歯と口の健康づくり条例	<p>第2条 歯と口の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。</p>
41	佐賀県笑顔とお口の健康づくり推進条例	<p>第2条 歯と口腔(くう)の健康づくりは、すべての県民が、自ら歯と口腔(くう)の健康の保持増進に努めるとともに、住み慣れた地域において生涯にわたり必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。</p>
42	長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	<p>第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な口腔ケア、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。</p>
43	熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例	<p>第3条 歯及び口腔の健康づくりは、すべての県民がその年齢又は心身の状況に応じた良質な歯及び口腔に係るサービスの提供を受けることができるようにすることを旨として、行われなければならない。</p>
45	宮崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	<p>第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が自ら歯・口腔の健康づくりに努めるとともに、適切な時期に、また、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。</p>